

知多市公告第 1 0 2 号

知多市新庁舎用備品（事務椅子）購入の事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 及び知多市契約規則（昭和 4 5 年知多市規則第 1 9 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

知多市長 伊 藤 清一郎

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| (1) 件 名 | 新庁舎用備品（事務椅子）購入 |
| (2) 履行場所 | 新庁舎整備室・知多市役所新庁舎 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで |
| (4) 概 要 | 知多市新庁舎用備品（事務椅子）購入特記仕様書、調達什器一覧及び調達什器配置図（以下「仕様書等」という。）の
とおり |

2 入札方法

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。

<https://www.buppin.e-aichi.jp>

イ 電子入札システムによって入札し難い場合は、事前に市の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができる（次条参照）。

ウ 入札の実施及び入札方法の詳細については、知多市物品等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という。）及び知多市建設工事関係等入札者心得書によるものとする。

3 紙入札による参加

(1) 承認願

本入札に電子入札により参加し難い理由がある者は、電子入札実施要領を確認の上、第 1 号様式「紙入札参加承認願」を提出しなければならない。

市は、電子入札実施要領に定める基準に適合する場合、第２号様式「紙入札承認通知書」をもって紙入札での参加を承認するものとする。

(2) 提出方法

「紙入札参加承認願」を市財政課に電子メール、持参又は郵送で提出すること。

ア 電子メールアドレス

zaisei@city.chita.lg.jp

イ 持参又は郵送先

知多市役所総務部財政課

(3) 受付期間

令和８年９月８日（火）から９月２４日（木）午後４時まで

4 入札者参加資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 令和８年度及び９年度知多市入札参加資格者名簿に、下記の区分で登録されている者であること。

大分類 製造・販売

中分類 文房具・事務用機器

小分類 事務用家具

(3) 事後審査型制限付一般競争入札公告日から本件の落札者決定までの間、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に基づく指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

(4) 令和７年知多市告示第１２６号に基づく入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者で本市の有資格者名簿に登録されている者のうち、知多市の入札参加資格者名簿に登載されている本店又は支店若しくは営業所（以下「事業所」という。）の所在地が愛知県内にあること。

(5) 過去１０年間（平成２８年９月８日以後）に国及び地方公共団体が発注する１件当たり１５０万円を超える事務用家具の納入実績を有すること。なお、納

入実績については、法人としての実績を認めるものとする。

(6) 次の申立てがされていないこと。

ア 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て

5 入札に関する資料等の配布

(1) 配布方法

本件の仕様書等は、(2) の期間中に、あいち電子調達共同システム（物品等）からダウンロードすること。

<https://www.buppin.e-aichi.jp>

(2) 配布期間

令和８年９月８日（火）から９月３０日（水）午前９時まで

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

仕様書等に対する質問がある場合は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによって提出し難い場合は、第３号様式「質疑書」に記載の上、１４の連絡先に電子メールにより提出することができる。

(2) 受付期間

令和８年９月１５日（火）午後５時１５分まで

(3) 回答期限

令和８年９月２４日（木）までに電子入札システムで回答する。ただし、電子入札システムの利用者登録をしていない者については、「質疑書」の提出があった者に限り、電子メールにより回答を送付する。

7 入札書及び内訳書の提出

(1) 提出方法

電子入札システムにより必要事項を入力すること。

また、落札者は契約締結時に内訳書を提出すること。

(2) 受付期間

令和8年9月25日（金）から9月30日（水）午前9時までの、電子入札システム利用可能時間とし、紙入札における期間も同様とする。

(3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

3回

8 開札日

(1) 日時 令和8年9月30日（水）午前11時15分

(2) 場所 知多市役所 書庫棟会議室1

9 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに、所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札（電子入札にあっては、所定の日時までに契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされない入札）

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった者のした入札

(5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

(7) 代理人が委任状の提出をしないで行った入札

(8) 記名及び押印のない入札（電子入札にあっては、電子署名又は電子証明書のない入札）

- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札
- (11) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印（入札参加者の印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札
- (12) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のＩＣカードを使用する等、ＩＣカードを不正に使用して行った電子入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反した入札

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加者は、その見積る契約金額の１００分の５以上の入札保証金を開札日当日の開札執行前に納付しなければならない。

(2) 入札保証金に代わる担保

前号の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 政府の保証のある債券

イ 市長が確実と認めた社債

ウ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下この号において「銀行等」という。）に対する定期預金債権

エ 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(3) 入札保証金の納付の免除

入札参加者が、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去２か年の間（令和６年８月１８日以後）に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約（４（５）と同条件とする。）を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

1 1 落札者の決定

- (1) 本入札において、開札後に予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。落札候補者は、次に掲げる添付書類を保留通知日から起算して2日以内（休日を除く。）に市財政課まで持参により提出すること。

ア 保留通知書（電子入札システムから発行されたもの）の写し

イ 4(5)に記載する要件を満たすことが確認できる資料（契約書及び内訳書等）の写し

- (2) 落札者を決定したときは、落札者決定通知書により速やかに通知する。
- (3) 落札候補者の入札参加資格の審査の結果、入札参加資格の要件を満たしていない場合は、適格者が確認できるまで、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を新たな落札候補者として入札参加資格を審査し、要件を満たしていることを確認する。この場合は(1)中「保留通知日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。
- (4) 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対してその旨を通知する。
- (5) (4)の通知を受理した者は、その通知を受理した日から起算して5日以内（休日を除く。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

1 2 入札に関する注意事項

- (1) 入札会の延期等

この公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認めた場合は、入札の執行は延期するものとする。

- (2) 落札金額が2人以上同額の場合の取扱い

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにて落札者候補者を決定する。この場合において、当該入札者は、電子くじを辞退することはできない。

- (3) 法令等の遵守

入札参加者は、入札及び契約事務に関する関係法令及び知多市の規則、要綱、入札者心得書、約款等を遵守しなければならない。

(4) 違約金の納付

入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積る契約金額の100分の5の額を発注者の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、11(1)の規定により入札保証金を納付している場合は、この限りでない。

(5) その他

入札参加者は、入札後この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.3 契約の締結

(1) 契約の時期

本契約は、知多市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年知多市条例第41号）第3条の規定に該当する可能性がある。その場合、開札後、落札者とは仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約を締結するものとする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。

なお、仮契約を締結する場合は仮契約締結日までとする。

(4) 契約保証金に代わる担保

11(2)の規定は、契約保証金に代わる担保について、これを準用する。

(5) 契約保証金の納付の免除

契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したと

き。

イ 過去2か年の間（令和6年9月8日以後）に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約（4（5）と同条件とする。）を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1.4 連絡先

知多市総務部施設マネジメント課新庁舎整備室

住所 478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2674（直通）

電子メール shinchousha@city.chita.lg.jp